

大田区告示第 334 号

大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 11 年大田区条例第 36 号。以下「条例」という。）第 31 条第 1 項及び大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する規則（平成 12 年大田区規則第 68 号。以下「規則」という。）第 14 条の規定に基づき、令和 7 年度の一般廃棄物の処理に関する計画を次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

大田区長 鈴木 晶 雅

令和 7 年度大田区一般廃棄物処理実施計画

- 1 施行区域 大田区の区域
- 2 一般廃棄物の年間処理量の見込み

(1) ごみ (207,661 トン (日量 569 トン))

	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	計
家庭廃棄物	94,974トン	4,325トン	7,612トン	106,911トン
事業系 一般廃棄物	98,090トン	2,660トン		100,750トン
計	193,064トン	6,985トン	7,612トン	207,661トン

(2) 資源物 (集積所で回収するもの) (29,374 トン (日量 80 トン))

	古紙	びん・かん	ペット ボトル	プラス チック	計
計	13,182トン	6,174トン	3,624トン	6,394トン	29,374トン

(3) 資源物 (拠点で回収するもの) (172,167キログラム (日量 472キログラム))

	廃食用油	小型家電	古着	計
計	11,028キログラム	2,983キログラム	158,156キログラム	172,167キログラム

(4) し尿、浄化槽汚泥等 (2,613 キロリットル (日量 7 キロリットル))

	し尿 (事業活動に伴って生じたし尿並びに浄化槽汚泥及びし尿混じりのビルピット汚泥を除く)	事業活動に伴って生じたし尿及びし尿混じりのビルピット汚泥 (専ら居住用の建築物から排出されるし尿混じりのビルピット汚泥を除く)	浄化槽汚泥、ディスポーザ汚泥及び専ら居住用の建築物から排出されるし尿まじりのビルピット汚泥	計
--	--	---	---	---

計	10キロリットル	2,028キロリットル	575キロリットル	2,613キロリットル
---	----------	-------------	-----------	-------------

(5) 動物死体 738 頭 (日量 2 頭)

3 一般廃棄物の発生の抑制のための方策に関する事項

- (1) 分別収集（ごみ・資源）事業の安定的・継続的な事業の推進
- (2) 事業系廃棄物の自己処理責任の徹底及び適正排出の徹底
- (3) 環境学習におけるごみ減量の普及啓発
- (4) 自主的なリサイクル活動への支援
- (5) 安定的・継続的な集団回収事業の推進
- (6) 生産者、流通業者の自己処理責任に基づく資源回収の促進
- (7) 一般廃棄物処理業者に対する適正処理徹底の指導
- (8) 食品循環資源の再生利用の促進
- (9) 小型家電リサイクル及び粗大ごみの再資源化の推進
- (10) 不燃ごみに含まれる水銀含有廃物の適正処理及び再資源化の推進
- (11) 古着回収によるごみ減量及び再使用の推進
- (12) 資源プラスチック回収による地球環境への負担軽減及びごみ減量の促進

4 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分並びに一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項等

別紙一覧のとおり

5 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

中間処理施設の管理・運営は東京二十三区清掃一部事務組合が行う。

6 資源物を収集・運搬する者として区長が指定する者

大田区リサイクル事業協同組合、東京都環境衛生事業協同組合大田区支部

(1) ごみ・資源物

区 分	種 別	処理量	収集方法	運搬方法	処分方法	区民・事業者の協力義務等
家 庭 廃棄物	可燃ごみ	94,974トン (日量 260トン)	大田区が条例第33条第1項及び第33条の2第1項に規定する所定の場所（地元住民と清掃事務所長が協議の上、道路交通法（昭和35年法律第105号）その他の法令に抵触することのない適当な場所（原則として私道上を除く。）をいう。以下「集積所」という。）で、原則として週2回、収集する。	自動車による。	東京二十三区清掃一部事務組合が管理する中間処理施設において処理した後、東京都が設置管理する最終処分場に埋立処分する。	1 可燃ごみ、不燃ごみ及び資源物に分別し、別表に定めるそれぞれの収集曜日の午前8時まで、規則第16条第1項の規定に定める基準に適合した容器に収納して集積所へ持ち出すこと。 なお、容器の持ち出し及び引取りが困難である場合、規則第16条第2項に定める基準に適合した袋による持ち出しを認める。 2 不燃ごみのうち、スプレー缶及びカセットボンベについては、使い切ってから中身の見える別袋に入れて、資源の日に排出すること。 3 資源物は、次のとおり排出すること。 (1) 古紙（新聞、雑誌・雑がみ、紙バック及び段ボール）を排出するときは、それぞれの品目ごとにひも等で束ねて排出すること。古紙のうち紙パックについては、洗浄しパックを開き、乾かした上でひも等で束ねて排出すること。なお、ビニールコート紙などは排出してはならない。 (2) びん・かんを排出するときは、ふた等を除去し、洗浄した上で中身の見える袋または専用容器（コンテナ）に入れて、それぞれ排出すること。なお、飲料用、食品用以外のびん・かんは排出してはならない。 (3) ペットボトルを排出するときは、キャップとラベルを除去し、洗浄及び簡易な圧縮をした上で、中身の見える袋に入れて排出すること。 (4) プラスチックを排出するときは、ブラマークがついているもの又はプラスチック製品をまとめて中身の見える袋に入れて排出すること。
	不燃ごみ	4,325トン (日量 12トン)	大田区が集積所で、原則として月2回、収集する。ただし、スプレー缶及びカセットボンベについては、原則として週1回、回収する。		民間処理施設において分別した後、再生利用が可能なものは原則として売却し、水銀含有物は民間処理施設において適正処理を行う。 その他のものは、東京二十三区清掃一部事務組合が管理する中間処理施設において処理した後、東京都が設置管理する最終処分場に埋立処分する。	
	資源物 (再利用を目的として分別して集積所にて回収するもので、古紙、びん、かん、ペットボトル、及びプラスチックをいう。)	古紙	大田区が集積所で、原則として週1回、回収する。		古紙は、再生利用が可能な資源として、売却する。 びん・かん、ペットボトルは、民間処理施設等において中間処理した後、原則として売却する。 プラスチックは、民間処理施設において中間処理した後、民間資源化施設において再資源化を行う。	
		びん・かん				
		ペットボトル				
		プラスチック				
	資源物 (再利用を目的とし	廃食用油	大田区が設置した回収ボックスから、原則として週1回、回収する。		売却する。	区内18か所に設置する回収ボックスに水曜日の午前11時から午後3時までの間に立てて入れること。ペットボトルなどに入れ、キャップをしっかりと閉めること。

	て分別して拠点にて回収するもので、廃食用油、小型家電及び古着をいう。	小型家電	2,983キログラム (日量8キログラム)	大田区が設置した回収ボックスから、原則として月1回、回収する。		売却する。	区が指定する10品目を区内42か所に設置する回収ボックスに入れること。また、区が関与するイベントに置いて当該品目を持ち込むこと。
		古着	158,156キログラム (日量433キログラム)	大田区が設置した会場にて、原則として月1回、回収する。		売却する。	透明又は半透明の袋に入れて、区が指定した日及び場所に持ち込むこと。
	粗大ごみ（一辺の長さがおおむね30センチメートル以上のごみで、一般家庭から排出される量、家具、家庭用電化製品（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第12項に規定する指定再資源化製品及び特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第4項に規定する特定家庭用機器を除く）、自転車、ちゅう房用具類等をいう。		7,612トン (日量21トン)	区民の申告に基づき大田区が収集する。 区民の申告に基づき区長の指定する場所に区民自らが持ち込むことができる。	区民が自ら持ち込むほかは自動車による。	大田区粗大ごみ中継施設（京浜島中継所及び糺谷粗大中継所）において、小型家電等、再資源化可能なものは民間業者へ売却する。その他のものは、東京二十三区清掃一部事務組合が管理する中間処理施設において処理した後、東京都が設置管理する最終処分場に埋立処分する。	大田区粗大ごみ受付センター（電話 0570-037-530）に申告し、条例第34条の規定により、有料粗大ごみ処理券を貼付して、申告した排出日に自宅前に排出すること。自ら持ち込む場合も大田区粗大ごみ受付センターに申告し、条例第34条の規定による有料粗大ごみ処理券を貼付して、区長が指定する場所、指定する日に持ち込むこと。なお、粗大ごみに含まれるポリ塩化ビフェニル（PCB）は除去すること。
	粗大ごみ（転居廃棄物）		0トン (日量0トン)	家庭廃棄物の粗大ごみの形状をしたもののうち、転居の際に排出されるものを、転居する者のやむを得ない事情により住所地での排出ができない場合は、引越荷物運送業者が、転居者の委任を受け、引越荷物運送業者が管理する転居廃棄物保管倉庫（以下「保管倉庫」という。）まで運搬する。保管倉庫からは、区長が一般廃棄物処理業の許可をした者が収集する。	自動車による。	東京二十三区清掃一部事務組合が管理する中間処理施設において処理した後、東京都が設置管理する最終処分場に埋立処分する。	1 転居者は、転居廃棄物の運搬について、やむを得ない事情のあるときは、引越荷物運送業者に委任状をもって依頼する。その際、転居廃棄物を適切に引き渡すこと。 2 引越荷物運送業者は、転居者の委任を受けた転居廃棄物を運搬する保管倉庫を区内に設置する場合は、事前に区に登録すること。 3 区長が一般廃棄物処理業の許可をした者は、転居廃棄物を東京二十三区清掃一部事務組合の中間処理施設に搬入するときは事前に搬入日を予約すること。

	特定家庭用機器廃棄物	特定家庭用機器再商品化法第9条の規定による引取義務のある場合は、区民の依頼により小売業者が収集する。引取義務のない場合は、区民の申告により、区長が一般廃棄物処理業の許可をした者が収集する。		小売業者等は、製造業者等が設置する指定引取場所において引き渡す。	1 小売業者等に依頼して、適切に引き渡すこと。 2 収集及び運搬料金と再商品化料金を支払うこと。
	パーソナルコンピュータ（製造事業者等が収集できないもの等を除く。）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。）第9条の9第1項に定める環境大臣の認定を受けた者が収集運搬を行う。		資源の有効な利用に関する法律（平成3年法律第48号）に基づき製造業者等が再資源化を行う。	製造業者等に申し込み、指示に従うこと。
	パーソナルコンピュータ	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）第10条第3項に定める認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）が収集運搬、再資源化を行う。			認定事業者に申し込み、指示に従うこと。
事業系一般廃棄物	可燃ごみ	98,090トン（日量269トン） （区が行う家庭廃棄物の収集に併せて集積所で、原則として週2回、収集する38,981トンを含む）	事業者が自らの責任で行うもののほかは、区長が一般廃棄物処理業の許可をした者に委託する。 これによりがたい場合は、区が行う家庭廃棄物の収集に併せて集積所で、原則として週2回、収集する。	事業者が自らの責任で行うもの及び区長が一般廃棄物処理業の許可をした者に委託して行うもののほかは、自動車による。	事業者が自らの責任で処分するもののほかは、東京二十三区清掃一部事務組合が管理する中間処理施設において処理した後、東京都が設置管理する最終処分場に埋立処分する。 大田区が実施する収集に排出する場合は、可燃ごみ、不燃ごみ及び資源物に分別し、条例第35条第1項及び第2項の規定により、有料ごみ処理券を貼付して集積所へ排出しなければならない。ただし、これによりがたいと区長が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。なお、分別方法、排出方法は家庭廃棄物の協力義務等の例による。 また、排出に当たって事業者は、条例第40条又は第49条に定める保管場所から集積所まで持ち出すなど大田区の指示によること。 事業者が自らの責任で収集及び運搬を行うもの及び区長が一般廃棄物処理業の許可をした者に委託して行うものを区長の指定する処理施設等（東京二十三区清掃一部事務組合が管理する中間処理施設及び東京都が設置管理する最終処分場）を利用して処分する場合は、東京二十三区清掃一部事務組合が規定する「東京二十三区清掃一部事務組合事業系一般廃棄物の持込みに関する取扱要綱」及び東京都が規定する「埋立処分場における一般廃棄物等の受入要綱」を遵守しなければならない。
	不燃ごみ	2,660トン（日量7トン） （区が行う家庭廃棄物の収集に併せて集積所で、原則として月2回、収集する1,150トンを含む）	事業者が自らの責任で行うもののほかは、区長が一般廃棄物処理業の許可をした者に委託する。 これによりがたい場合は、区が行う家庭廃棄物の収集に併せて集積所で、原則として月2回、収集する。		
	資源物	事業者が自らの責任で行うもののほかは、区長が一般廃棄物処理業の許可をした者に委託する。これによりがたい場合は、区が行う家庭廃棄物の収集に併せて集積所で、原則として週1回、回収する。			
一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物		一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生じない範囲において、家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物と併せて大田区が集積所で収集する。		自動車による。	東京二十三区清掃一部事務組合が管理する中間処理施設において処理した後、東京都が設置管理する最終処分場に埋立処分する。 大田区が実施する収集に排出する場合は、可燃ごみ、不燃ごみ及び資源物に分別し、条例第35条第1項及び第2項の規定により、有料ごみ処理券を貼付して集積所へ排出しなければならない。ただし、これによりがたいと区長が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。なお、分別方法、排出方法は家庭廃棄物の協力義務等の例による。 また、排出に当たって事業者は、条例第40条又は第49条に定める保管場所から集積所まで持ち出すなど大田区の指示によること。

事業系一般廃棄物	食品循環資源	食 品 関 連 事 業 者 が 自 ら の 責 任 で 行 う も の の ほ か は、 区 長 が 一 般 廃 棄 物 処 理 業 の 許 可 を し た も の に 委 託 す る。	食 品 関 連 事 業 者 が 自 ら の 責 任 で 行 う も の 及 び 食 品 循 環 資 源 の 再 生 利 用 等 の 促 進 に 関 す る 法 律 に 規 定 す る 廃 棄 物 処 理 法 の 特 例 で 行 う も の の ほ か は、 区 長 が 一 般 廃 棄 物 処 理 業 の 許 可 を し た 者 に 委 託 す る。	食品循環資源の再生利用等の促進に関する 法律に規定する登録再生利用事業者としての 登録を受けたものが処分する。
----------	--------	---	---	---

備考

- 大田区が収集を行う廃棄物の全ての区分において、条例第 36 条に規定する次の排出禁止物、特定家庭用機器等を排出してはならない。
 - ガスボンベ等（プロパンガス、アセチレンガス、酸素、水素等）
 - 石油類（ガソリン、軽油、灯油、ベンジン、シンナー、塗料、エンジンオイル等）
 - 毒物及び劇物等（塩酸、硫酸、硝酸、クロム等）
 - 花火、マッチ、バッテリー等
 - 自動車、オートバイ、タイヤ、ピアノ、消火器、大型金庫
 - 特別管理一般廃棄物（P C B 部品、感染性廃棄物等）
 - 特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）第 2 条第 4 項に規定する特定家庭用機器
 - パーソナルコンピュータ（その表示装置であって、ブラウン管式又は液晶式のものを含む。）
- 廃棄物の区分のうち、一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 4 項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 2 条に掲げる産業廃棄物のうち、廃プラスチック類（原則としてプラスチック製造業及びプラスチック加工業から排出されるものを除く）、紙くず、木くず、金属くず（廃油等が付着しているものを除く）、ゴムくず、ガラスくず及び陶磁器くずで、従業員の数が 20 人以下の事業者から排出されるものかつ一事業者において一排出日当たりの排出量の合計が 50 キログラム未満のものをいう。
- 一般廃棄物処理業の許可に関しては、「一般廃棄物収集運搬業の許可に関する基本方針」及び「一般廃棄物処分業の許可に関する大田区の基本方針」に定める。

（2） し尿、浄化槽汚泥等

区分	処理量	収集方法	運搬方法	処分方法	区民の協力義務等
し尿 （事業活動に伴って生じたし尿並びに浄化槽汚泥及びし尿混じりのビルピット汚泥を除く）	10キロリットル （日量 0.03キロリットル）	大田区が杉並区に収集作業を委託することとし、原則として月 2 回、収集する。	吸い上げ自動車による。	東京二十三区清掃一部事務組合が管理する品川清掃作業所において、下水道放流により処分する。	1 公共下水道処理区域内においてくみ取り便所が設けられている建築物を所有する者は、下水道法第 11 条の 3 に定める期間内に水洗便所に改造しなければならない。 2 便槽内に布切れその他異物を

事業活動に伴って生じたし尿及びし尿混じりのビルピット汚泥（専ら居住用の建築物から排出されるし尿混じりのビルピット汚泥を除く）	2,028キロリットル (日量 6キロリットル)	事業者等からの依頼に基づき、一般廃棄物処理業の許可を受けた者が収集する。	吸い上げ自動車による。	一般廃棄物処分業（汚泥）の許可を受けた者が処分する。	投入しないこと。 3 くみ取り口等から雨水等が流入しないようにすること。
浄化槽汚泥、ディスポーザ汚泥及び専ら居住用の建築物から排出されるし尿まじりのビルピット汚泥	575キロリットル (日量 2キロリットル)			東京二十三区清掃一部事務組合が管理する品川清掃作業所において、下水道放流により処分する。	

(3) 動物死体

区分	処理量	収集方法	運搬方法	処分方法	区民の協力義務等
動物死体	738 頭 (日量 2 頭)	占有者又は管理者が自らの責任で行うもののほかは、申告により大田区が収集する。	占有者又は管理者が自らの責任で行うもののほかは、自動車による。	占有者又は管理者が自らの責任で行うもののほかは、火葬により処分する。	1 大田区に収集を依頼する場合は、規則第 19 条に定める動物死体届出書により、所管の清掃事務所長へ申告すること。 2 収集、運搬及び処分に困難を生じないよう大田区の指示によること。

別表(収集曜日一覧表)

回収・収集地区		プラスチック	資源	可燃	不燃
池 上	1丁目・2丁目・4丁目	水	土	月・木	第2・4金
	3丁目・5丁目(1～22番・25番・26番) 6丁目・7丁目(1～23番・25番・26番・29番) 8丁目(1～19番)	土	水	月・木	第1・3火
	5丁目(23番・24番・27番・28番)	火	金	水・土	第2・4木
	7丁目(24番・27番・28番・30番・31番) 8丁目(20番～27番)	火	金	水・土	第1・3木
石川町	全域〔1丁目・2丁目〕	月	木	火・金	第2・4水
鵜の木	1丁目	月	木	火・金	第1・3土
	2丁目・3丁目	月	木	火・金	第2・4土
大森北	1丁目・4丁目・5丁目(1～8・12・13・15・16番)	月	木	火・金	第2・4水
	5丁目(9～11番・14番)	月	木	火・金	第2・4水
	2丁目・3丁目・6丁目	月	木	火・金	第1・3水
大森中	全域〔1丁目・2丁目・3丁目〕	火	金	水・土	第2・4木
大森西	1丁目・2丁目	金	火	水・土	第2・4月
	3丁目・4丁目・5丁目・6丁目 7丁目(1～6番・7番<6～19号>)	金	火	水・土	第1・3月
	7丁目(7番<1～5号・20～28号>・8番・9番)	月	木	火・金	第1・3水
大森東	1丁目・2丁目	火	金	水・土	第2・4木
	3丁目・4丁目・5丁目	火	金	水・土	第1・3木
大森本町	1丁目(1～8番)	月	木	火・金	第1・3水
	1丁目(9～11番) 2丁目(1～24番・25番<1～9号・20～30号> 26番・27番<1～4号>・31～33番)	金	火	水・土	第2・4月
	2丁目(25番<10～19号>・27番<5～7号>・28～30番)	火	金	水・土	第2・4木
大森南	1丁目(5～11番・12番<8～16号>・17番<7～17号> 18番<7～14号>) 2丁目・3丁目・4丁目・5丁目	火	金	水・土	第1・3木
	1丁目(1～4番・12番<1号・2号・18号・20～26号> 13～16番・17番<1～6号・18～27号> 18番<1～6号・16～26号>・19～24番)	水	土	月・木	第1・3金
蒲 田	1丁目・2丁目・3丁目	月	木	火・金	第1・3水
	4丁目・5丁目	月	木	火・金	第2・4水
蒲田本町	全域〔1丁目・2丁目〕	月	木	火・金	第2・4水
上池台	1丁目(18・19番・21～53番)・4丁目	水	土	月・木	第2・4金
	1丁目(1～17番・20番)	水	土	月・木	第2・4金
	2丁目・3丁目	土	水	月・木	第1・3火
	5丁目	土	水	月・木	第2・4火
北糀谷	全域〔1丁目・2丁目〕	水	土	月・木	第1・3金
北千束	全域〔1丁目・2丁目・3丁目〕	水	土	月・木	第1・3金
北馬込	全域〔1丁目・2丁目〕	木	月	火・金	第1・3土
北嶺町	全域〔丁目区分なし〕	火	金	水・土	第1・3木
久が原	1丁目	火	金	水・土	第2・4木
	2丁目	金	火	水・土	第1・3月
	3丁目・4丁目・5丁目・6丁目	金	火	水・土	第2・4月
山 王	1丁目	木	月	火・金	第1・3土
	2丁目	木	月	火・金	第2・4土
	3丁目・4丁目	木	月	火・金	第2・4水
下丸子	全域〔1丁目・2丁目・3丁目・4丁目〕	金	火	水・土	第1・3月
新蒲田	全域〔1丁目・2丁目・3丁目〕	火	金	水・土	第1・3木
多摩川	全域〔1丁目・2丁目〕	金	火	水・土	第2・4月
千 鳥	1丁目(1～19番)	金	火	水・土	第2・4月
	1丁目(20～26番)・2丁目(1～26番・28～35番・37番)	月	木	火・金	第2・4土
	2丁目(27番・36番・38～41番)・3丁目	金	火	水・土	第1・3月

別表(収集曜日一覧表)

回収・収集地区		プラスチック	資源	可燃	不燃
中 央	1丁目	木	月	火・金	第2・4土
	2丁目	木	水	火・金	第2・4月
	3丁目・7丁目・8丁目	土	水	月・木	第2・4火
	4丁目・5丁目・6丁目	水	土	月・木	第2・4金
田園調布	1丁目	月	木	火・金	第2・4水
	2丁目・3丁目・4丁目・5丁目	月	木	火・金	第1・3水
田園調布本町	全域〔丁目区分なし〕	木	月	火・金	第1・3土
田園調布南	全域〔丁目区分なし〕	木	月	火・金	第1・3土
仲池上	全域〔1丁目・2丁目〕	金	火	水・土	第1・3月
中馬込	全域〔1丁目・2丁目・3丁目〕	水	土	月・木	第1・3金
仲六郷	1丁目	月	木	火・金	第2・4水
	2丁目・3丁目・4丁目	木	月	火・金	第2・4土
西蒲田	1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目・6丁目・7丁目	火	金	水・土	第2・4木
	8丁目	火	金	水・土	第1・3木
西糀谷	全域〔1丁目・2丁目・3丁目・4丁目〕	土	水	月・木	第2・4火
西馬込	全域〔1丁目・2丁目〕	水	土	月・木	第1・3金
西嶺町	全域〔丁目区分なし〕	木	月	火・金	第1・3土
西六郷	1丁目	月	木	火・金	第2・4水
	2丁目・3丁目・4丁目	木	月	火・金	第2・4土
萩 中	全域〔1丁目・2丁目・3丁目〕	土	水	月・木	第1・3火
羽 田	全域〔1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目・6丁目〕	水	土	月・木	第2・4金
羽田旭町	全域〔丁目区分なし〕	水	土	月・木	第1・3金
東蒲田	全域〔1丁目・2丁目〕	月	木	火・金	第1・3水
東糀谷	全域〔1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目・6丁目〕	水	土	月・木	第1・3金
東馬込	全域〔1丁目・2丁目〕	木	月	火・金	第1・3土
東嶺町	全域〔丁目区分なし〕	火	金	水・土	第2・4木
東矢口	1丁目(1～4番・8番・9番<1～7号・19～21号> 10番<8～13号>)	土	水	月・木	第1・3火
	1丁目(5～7番・9番<8～18号>・10番<1～7号> 11～18番)	火	金	水・土	第1・3木
	2丁目・3丁目				
東雪谷	1丁目・4丁目	土	水	月・木	第1・3火
	2丁目・3丁目・5丁目	土	水	月・木	第2・4火
東六郷	全域〔1丁目・2丁目・3丁目〕	木	月	火・金	第1・3土
平和島	全域〔1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目・6丁目〕	火	金	水・土	第2・4木
本羽田	全域〔1丁目・2丁目・3丁目〕	水	土	月・木	第2・4金
南蒲田	全域〔1丁目・2丁目・3丁目〕	土	水	月・木	第1・3火
南久が原	全域〔1丁目・2丁目〕	金	火	水・土	第2・4木
南千束	1丁目・2丁目	水	土	月・木	第2・4金
	3丁目	水	土	月・木	第1・3金
南馬込	1丁目・2丁目・3丁目	木	月	火・金	第2・4土
	4丁目・6丁目	水	土	月・木	第2・4金
	5丁目	水	土	月・木	第1・3金
南雪谷	全域〔1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目〕	火	金	水・土	第1・3木
南六郷	全域〔1丁目・2丁目・3丁目〕	木	月	火・金	第1・3土
矢 口	全域〔1丁目・2丁目・3丁目〕	金	火	水・土	第2・4月
雪谷大塚町	全域〔丁目区分なし〕	月	木	火・金	第2・4水